

児童虐待防止月間 PR ちらしの掲示について(依頼)

秋冷の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

町内会の皆様には、日頃から地域での児童虐待対策の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っています。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、地域の掲示板でのちらし掲示について御協力頂きたくお願いいたします。

1 掲示期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 11 月 30 日（土）まで

2 掲示内容

児童虐待防止月間のポスター：オレンジ色のちらし

【担当】 こども家庭支援課
こども家庭支援担当
鈴木、豊田
TEL 540-2320

STOP・こども虐待

いちはやく
虐待かな?と思ったら 189番へ!



11月は
児童虐待防止
推進月間です。

横浜市こども虐待
防止キャラクター

キャッピー(CAPY)ファミリー

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま こども虐待防止] の意味です。

「虐待かな…?」と気になっている方、匿名でかまいません。
お電話下さい。もし、あなた自身が「虐待をしているかも…」
そう思ったなら、一人で悩まず、ぜひご連絡をください。
秘密は守ります。相談・連絡は匿名でもかまいません。

よこはま子ども虐待ホットライン

港北区こども家庭支援課

横浜市北部児童相談所

フリーダイヤル はまっこ 24時
0120-805-240

045-540-2388

045-948-2441

